

国税庁が移転価格の新施策(個別照会に係る相談と企業訪問)を公表 ～日本版「自主調整」の導入か?～

July 2017

In brief

2015年 BEPS プロジェクトの最終報告書の公表を受け、我が国でも2016年税制改正にて移転価格文書化制度の整備がなされたところですが、国税庁は2017年6月に、具体的な新施策を盛り込んだ、「移転価格ガイドブック ～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表しました。

http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kakaku_guide/index.htm

本ガイドブックは、(I)移転価格に関する国税庁の取組方針、(II)移転価格税制の適用におけるポイント、(III)同時文書化対応ガイドの3部で構成されています。税務コンプライアンスの維持・向上のため、特に(I)では移転価格税制に関する取組方針を示し、個別照会に係る相談等への積極的対応(相談窓口の設置等)、および指導、助言等のための企業訪問の実施という新たな施策を2017年7月から開始することとしています。さらに、(II)移転価格税制の適用において検討等を行う項目や実務において留意することが望ましい事項、および(III)ローカルファイルの作成サンプル(2例)が紹介されています。

In detail

多国籍企業グループ内の取引を利用して国際的な租税回避や二重非課税が生じているということが国際課税への関心を集めるなか、2015年 BEPS プロジェクトの最終報告書の公表を受け、我が国でも2016年税制改正にて移転価格文書化制度の整備がなされました。このような企業のグローバル化などによる移転価格の環境の変化に対応するとともに、移転価格税制に関する納税者の予測可能性や行政の透明性を高めることにより、企業の自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を図るという観点から、国税庁は2017年6月に、具体的な新施策を盛り込んだ、「移転価格ガイドブック ～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表しました。

(I) 移転価格に関する国税庁の取組方針～移転価格文書化制度の整備を踏まえた今後の方針と取組～

移転価格税制の対象となる国際的な取引を大規模に行っている多国籍企業等の大企業は、それぞれの業界や地域をリードする存在であり、全納税者の税務コンプライアンスに及ぼす影響も大きいと、従来から国税庁は考えてきました。そのため、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要があるとの考え方に立った施策を行ってきています。

2017年7月から国税庁は、新たに、以下の2つの具体的な取組を行うこととしています。これは、2017年4月以降、企業によるローカルファイルの作成等が本格化する中、移転価格の執行におけるローカルファイルの重要性を認識したものと思われます。なお、いずれも調査ではなく、行政指導とし実施されるものです。

① 個別照会

移転価格文書化制度を適正かつ円滑に実施し、企業の移転価格税制に対する理解を深めて、ローカルファイルの作成をサポートする目的で、同時文書化義務の対象となる企業からの個別取引等に関する個別照会に積極的に対応することとしています。そのため、納税者が相談等のために訪問する窓口を各国税局に設置することとなりました。相談窓口では、例えば、ローカルファイルの作成における機能分析、独立企業間価格の算定方法の選定、比較対象取引の選定、分割ファクターの選定、目標利益率のレンジの設定等に関する相談に対応する予定です。個別照会は、企業から提出された資料を前提として口頭で回答をするものとされています。なお、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局の調査部所管以外の企業からの個別照会については、東京国税局調査第一部の国際情報第一課が「センター局」として対応するとなっています。また、ローカルファイルのドラフトを事前に提出が望ましいとされています。

② 企業訪問

国税庁は、企業の協力の元、同時文書化義務の対象となることが見込まれる企業へ、ローカルファイルの作成状況等の確認を行うため、企業訪問を行うこととしています。初回訪問時、企業がローカルファイルの作成状況に関して何らかの指導、助言を受けた場合、後日指導、助言等を行った事項の対応状況について質問や確認を行うことがあります。国税庁の職員が事務所等を訪問した際にローカルファイルを提出しなかった場合でも、罰則や不利益を受けることはないとの取扱いとなっています。

この他に、税務コンプライアンスの維持・向上を図るため、以下の通り、従前からの施策をより一層充実させていくこととしています。

納税者の予測可能性を高めるため、具体的な取引における移転価格税制上の取り扱いを示す事例を作成し、事務運営指針の「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」として公表、移転価格税制の運用の明確化を図ってきました。今後も OECD 移転価格ガイドラインの改訂をはじめとした国際的な議論も踏まえながら、運用の明確化や情報の発信に努める予定としています。

事前確認手続きにおける納税者の利便性向上及び事前確認に係る手続きの迅速化を図るなどを目的として、国税局に事前相談の担当窓口を設け、事前確認の申し出の前に国税庁が事前相談を行えるようにしてきました。引き続き、事前相談では、確認申出書の添付資料の作成要領など事前確認に必要な事項及び事前確認の審査のポイント等について税務当局の担当者が説明を行うこととしています。

移転価格上の問題の発生を防止するうえで、企業は①日本及び海外の移転価格税制やその取扱いについての理解、②トップマネジメントの意識作りと関与、③国外関連取引の実情把握と移転価格上の観点でのチェック、④グローバルな移転価格ポリシーの策定、⑤独立企業間価格の策定方法を念頭に置いた取引価格の設定、⑥本社・親会社による海外の関連企業の取組の把握と関与、⑦税務当局との円滑なコミュニケーション作り、の7項目を行うことが有益であると考え、上記7項目を整理した「移転価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」を作成依頼も、引き続き行われるものとしています。

移転価格については、昨年来、中国が、管理(自主調整)、調査、APA からなる「三位一体租税回避防止体制」を構築していることから、これとの比較で、特に個別照会と企業訪問が、具体的にどのように行われるのか、注目される所です。弊所が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(通称「情報公開法」)第9条第1項の規定に基づき国税庁から開示を受けた情報(事務連絡)によると、個別照会および企業訪問を通じて収集した情報は、納税者の管理(移転価格調査の必要性の判定)に活用されることから、専門家の助言も受けながらの慎重な対応が望まれるものと考えられます。

(II) 移転価格税制の適用におけるポイント ～移転価格税制の実務において検討等を行う項目～

下記ポイント集は、納税者の移転価格税制やその適用に対する理解を深め、自らの国外関連取引に関する移転価格税制上の検討を行う際の参考資料を提供することを目的としたものであり、税務担当者以外のマネジメント層や営業部署等の担当者にもできるだけ分かりやすく記載するとの論点から取引や視点などの簡易に記載されたとされています。

ケース	ケース
1. みなし国外関連取引(第三者を経由する取引)	9. 取引単位(国外関連者から複数の棚卸資産を購入するケース)
2. 価格設定	10. 取引単位(国外関連者から複数の棚卸資産を購入するケース)
3. 利益水準	11. 独立価格比準法の適用
4. 利益配分	12. 原価基準法に準ずる方法と同等の方法の適用
5. 機能・リスク分析(国外関連者の行う品質管理業務等)	13. 比較対象取引の選定(定量的基準)
6. 機能・リスク分析(独自の販売機能)	14. 比較対象取引の選定(定性的基準)
7. 機能・リスク分析(独自の販売機能)	
8. 取引単位(棚卸取引と無形資産取引)	

(III) 同時文書化対応ガイド ～ローカルファイルの作成サンプル～

2つのサンプルローカルファイルが記載されており、納税者が自らローカルファイルを作成する際の参考資料になるとされています。

サンプル 1: 日本の上場企業が、A 国に所在する子会社(100%出資)に製品を輸出するケース

サンプル 2: 日本に所在する子会社(100%出資)が、C 国に所在する C 社の製品を輸入するケース

両サンプルを見る限り、昨年 6 月に公表された「ローカルファイル作成に当たっての例示集」同様、組織図、資本関係図、取引図、対象商品のパンフレット、プライスリスト、各会社の機能・リスクに関する整理表等の様々な資料の準備(添付)が求められていますので、実際の作成において、どの程度の対応が必要か検討を要します。

また、機能リスク分析や無形資産の形成の貢献分析においては、各所の記述をみるに、最終的にどの会社がコストを負ったかとか無形資産の法的所有者が誰かというだけではなく、どの会社の人員が貢献したかという人的機能を重視したものとなっていますので、ローカルファイル作成にあつては、注意を要するところと言えます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目
2番5号 霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)

大阪事務所

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田2丁目
4番9号 ブリーゼタワー24階
電話：06-7670-0988(代表)

名古屋事務所

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目
4番10号 名古屋クロスコートタワー
12階
電話：052-587-7520(代表)

パートナー

宮嶋 大輔

03-5251-2552

daisuke.miyajima@pwc.com

パートナー(大阪)

野田 幸嗣

06-7670-0956

kouji.noda@pwc.com

パートナー

永藤 剛基

03-5251-2438

takeki.t.nagafuji@pwc.com

パートナー(大阪)

中牟田 賢志

06-7670-0955

kenji.nakamuta@pwc.com

ディレクター

ハワード オオサワ

03-5251-6737

howard.h.osawa@pwc.com

パートナー

高橋 輝行

03-5251-2873

teruyuki.takahashi@pwc.com

パートナー(大阪)

吉田 愛

06-7670-0958

ai.yoshida@pwc.com

パートナー

マイケル ポラシェック

03-5251-2517

michael.polashek@pwc.com

パートナー

大橋 全寿

03-5251-6750

masatoshi.m.ohashi@pwc.com

ディレクター

浅川 和仁

080-4205-7098

kazuhito.asakawa@pwc.com

パートナー

黒川 兼

03-5251-2457

ken.kurokawa@pwc.com

パートナー

早川 直樹

03-5251-6714

naoki.hayakawa@pwc.com

パートナー

ライアン トマス

03-5251-2356

ryann.thomas@pwc.com

ディレクター

藤澤 徹

03-5251-2535

toru.fujisawa@pwc.com

シニア マネージャー

竹内 千尋

080-3122-7630

chihiro.t.takeuchi@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。